

県民の皆様へ

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

6月19日以降の県境を跨ぐ行動制限について

県民の皆様には、新型コロナウイルス感染予防のために、日々御努力と御協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、5月25日の政府対処方針では、6月18日まで北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県について、その他の府県との相互交流の自粛が要請されており、それ以降については緩和する方針が示されております。これらの地域は、感染状況が減少傾向となりつつありますが、本県は首都圏に隣接・近接しており、最近の本県の感染原因が、主に首都圏の「見えない感染者」からと推定されますことから、大変危機感を持っております。

県境を跨ぐ行動制限につきましては、「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」に基づき、毎週金曜日に公表してまいります。現在の県内外の感染状況を踏まえた6月19日からの県境を跨ぐ行動制限については、内容をあらかじめお知らせいたします。6月19日までに、全国及び県内の感染状況に大きく変化がない限り、以下の内容で実施する予定です。

＜6月19日以降の県境を跨ぐ行動制限の見込み＞

○ 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福岡県

・同地域への移動は「慎重に行動」

（訪問地域の最新の感染状況や訪問目的等を十分御検討いただき、訪問の際には「新しい生活様式」などの感染予防行動の励行、クラスター発生場所等への訪問自粛など、自衛措置を徹底してくださるようお願いいたします。）

・同地域からの訪問は「慎重に行動」を要請

（御自身の体調管理に留意の上、無理な御移動は回避いただくとともに、来訪の際には、自身や相手が既に感染しているかもしれないという視点に立ち、感染しない・させないよう「新しい生活様式」の徹底等の感染予防行動をお願いいたします。）

○ 山梨県を除くその他の府県

・「新しい生活様式」を徹底した上で、「注意して訪問可」

・長距離での移動は感染リスクを高めるため、訪問される場合は、訪問先の感染状況や経由地等（東京都経由など）に御留意ください。

○ 山梨県

・「新しい生活様式」を徹底した上で、「訪問可」

※今後の感染状況等により、見込みが変更となることがあります。